

## 開業スケジュール 1ヶ月前



### チェックポイント

1. 販売促進
2. 人材
3. メニュー
4. 什器・装飾品
5. 粗品

#### 1. 販売促進

様々な方法により、できるだけ知名度が上がるように努力してください。

- ▶HPの作成などにより店舗をPRする。
- ▶知り合いの店に挨拶に行く。
- ▶同じビルのお店に挨拶に行く。

#### 2. 人材

人材を決定します。ミーティングなどを事前に行い、経営者の方向性を理解していただく必要があります。従業員同士のコミュニケーションを図ることも大切です。従業員の服装なども決め、採寸を行い、発注してください。

#### 3. メニュー

メニューを決定してください。試作を繰り返し、最終的に内容を仕上げてください。

#### 4. 什器・装飾品

什器・装飾品の搬入を行ってください。

#### 5. 粗品

開業記念の粗品やお土産を決定し、発注してください。

## 開業スケジュール 2週間前



### チェックポイント

1. 案内
2. レセプション
3. 確認

#### 1. 案内

開業の案内状を送付し、お付き合いのある会社などに訪問してください。

#### 2. レセプション

レセプションの準備に取りかかる必要があります。

#### 3. 確認

全ての搬入物を確認してください。

## 開業スケジュール 1週間前



### チェックポイント

#### 1. レセプション

##### 1. レセプション

営業日と同じ状態でレセプションを行うことをお勧めします。不足しているものがあれば、補充を行ってください。従業員の服装などもチェックしてください。

## 開業スケジュール オープン前日・当日



### チェックポイント

#### 1. 人材 2. 確認

##### 1. 人材

ミーティングを行い従業員の意識を高めましょう。

##### 2. 確認

店内設備・メニュー・釣銭など確認をしておいてください。

## 開業スケジュール オープン後



### チェックポイント

#### 1. 経営・経理 2. 確定申告・納税 3. 工事・修理

##### 1. 経営・経理

常に経営状況を把握しておきましょう。売上や仕入などの状況を管理する必要があります。月次で試算表を作成し、決算時には、円滑に決算書を作成できるように準備しましょう。HPに各種資料やアドバイスを掲載しています。活用してください。

##### 2. 確定申告・納税

所得税などの確定申告の期限は、3月15日までです。個人事業者の消費税などの申告期限は、3月31日までです。法人の場合、確定申告の期限は、事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内となります。

所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、青色申告決算書などの作成は、国税庁の確定申告書など作成コーナーが便利です。作成したデータは電子申告により提出することもできます。難しいようであれば、信頼できる税理士に依頼しましょう。なお、納税資金を残しておきましょう。

個人事業者または法人のその課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合には、消費税の納税義務が免除されます。したがって、新たに開業した個人事業者または新たに設立された法人のように、その課税期間について基準期間における課税売上高がない場合または基準期間がない場合には、原則として納税義務が免除されます。

ご相談無料

経営相談、経理代行、各種届出についてお気軽にご相談ください。ご連絡の際、「北新地開業ガイドブック見ました」とお伝えください。

【金子会計事務所/株式会社グローバル・マネジメント】公認会計士・税理士 金子明嗣

TEL. 06-6121-3085 メールアドレス [kaneko@kaneko-cpa.jp](mailto:kaneko@kaneko-cpa.jp)

##### 3. 工事・修理

給排水のつまり、漏水対策工事、空調の不具合、清掃、リフォームなどが必要になることがあります。

## お客様が安全にご利用いただく街づくりにご協力ください。

### ●自転車放置禁止区域 堂島・北新地エリア

2007年6月に、北新地社交料飲協会が大阪市建設局からサイクルサポート活動団体認定証を取得しました。天満警察署の協力を得て月一度のサイクルサポート活動を行い、2010年3月、地域の皆様の協力もあり、堂島・北新地エリアが自転車放置禁止区域に指定されました。残念ながら放置自転車の大半は北新地で働いている方の自転車です。

### ●タクシーの利用について

北新地には、指定されたタクシー乗り場が16ヶ所と、予約ハイヤー・タクシー乗り場が4ヶ所あります。午後10時から午前1時までの間、北新地内のタクシー乗り入れが禁止されています。

### ●広告・宣伝の規制

街頭でのチラシ配りをはじめとする広告宣伝行為は禁止です。屋外広告物・看板についても、記載内容や設置場所によって、規制を受ける場合があります。路上の看板設置は禁止されています。

### ●客引き行為等の禁止

2014年10月1日、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例が施行されました。客引き行為等禁止区域を指定し、原則として客引き行為等を禁止しています。

「客引き行為等」とは、「客引き行為」、「勧誘行為」、「客待ち行為」を合わせたものをいいます。

### ●料金の表示

風営法において、風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その営業に係る料金で国家公安委員会規則で定める種類のものを、営業所において客に見やすいように表示しなければならないとされています。

料金の表示は、次のいずれかの方法によるものとされています。

- ・壁、ドア、ついたてその他これらに類するものに料金表等を客に見やすいように掲げること。
- ・客席又は遊技設備に料金表等を客に見やすいように備えること。
- ・注文前に料金表等を客に見やすいように示すこと。

### ●騒音を出さない義務

飲食店は、その敷地境界線上で、音の大きさの基準を守らなければいけません。夜間、55デシベルという騒音に係る規制基準があります。飲食店等においては、午後11時から翌日の午前6時までの間、カラオケ装置などの音響機器を使用してはいけません。

### ●照明を持続する義務

照度(明るさ)を一定にする義務があります。許可を申請する時の照度より暗くすることは禁止されています。

### ●許可証の提示義務

許可証は店舗内の見えやすい場所に掲示しなければなりません。

### ●名義貸しの禁止

許可証に掲載された名義人は、実質的な経営者でなければなりません。名義を借りて営業した場合は、無許可営業となります。

### ●従業者名簿の設置・保存

風営法の規制対象となる店舗、酒類提供飲食店営業店舗は、法令で定められた従業者名簿を備えて、保存しておく必要があります。

### ●店舗の外観及び看板について

歴史ある北新地を守り続けていくために、北新地らしい街の景観について、不動産会社とよく相談してください。